

**習志野市空家等対策計画の改定について**

現習志野市空家等対策計画が、このたび計画期間の最終年度（平成29年度～令和3年度）を迎えたため、計画を改定します。

1 改定点（現計画との変更点）

①計画の内容について

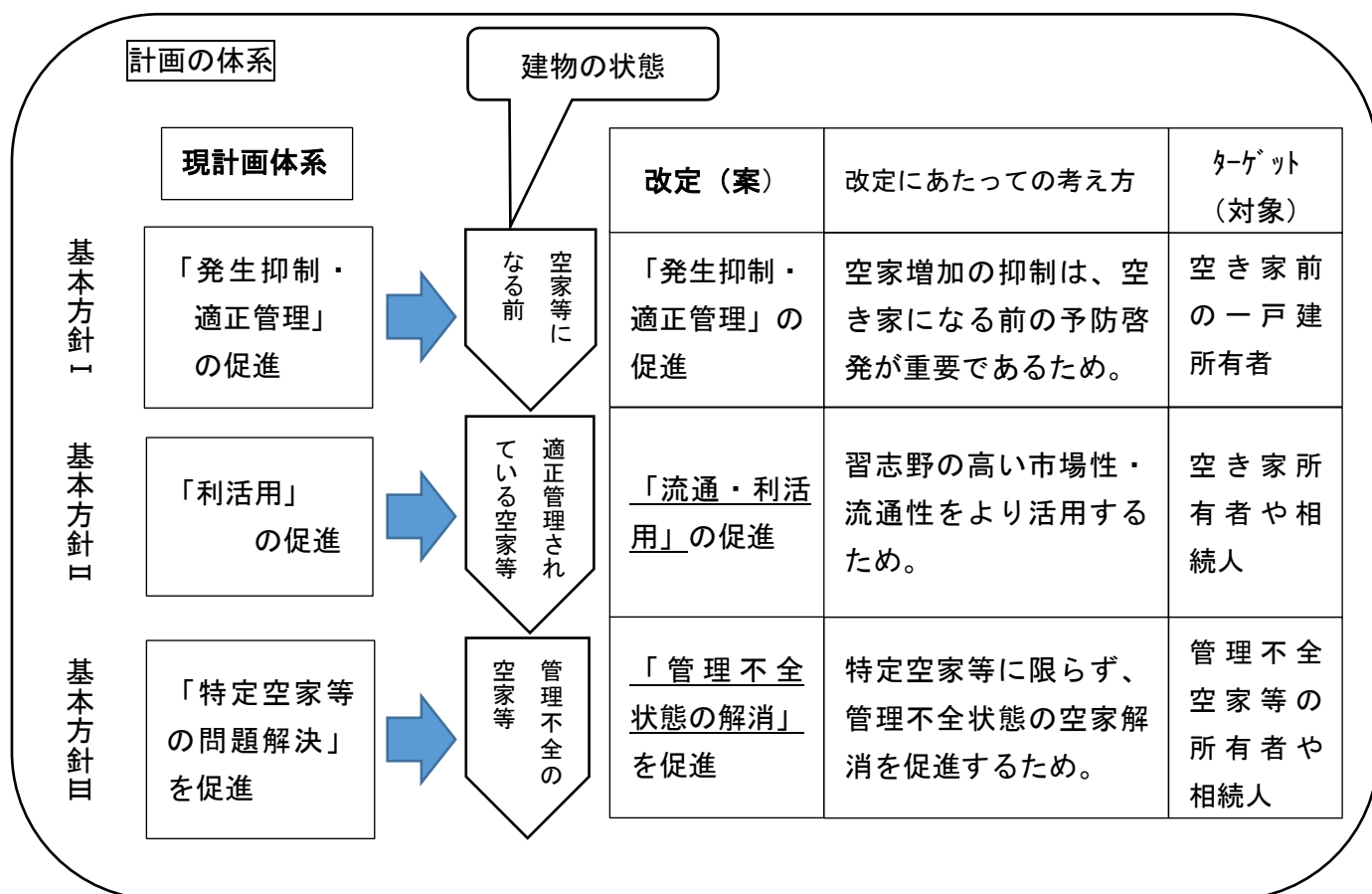
現計画の内容を基本として、大幅な内容変更は行わず社会情勢の変化に応じた内容、文言の整理等を行います。

②第2章（習志野市の人口と空き家の現状）、第3章（空家等実態調査）について

習志野市人口推計結果、住宅・土地統計調査、国勢調査等は最新の結果に、空家等実態調査は現在行っている内容に変更し、内容に反映します。

③第4章（家等対策に関する基本的な方針（計画の体系図））の変更

3つの基本方針「Ⅰ発生抑制・適正管理」、「Ⅱ利活用」、「Ⅲ特定空家等の問題解決」については、ターゲット（対象）をより明確にするため建物の状態を考慮した方針とし、更なる空家等対策を推進していきます。



また、上記の方針の変更に伴い、関連する取り組みについても、内容を検討し変更します。

④その他

・計画の資料編を充実します。

空き家所有者等アンケートの結果を計画に掲載します。

市で定めた空き家に関するマニュアル等に掲載します。

注釈、解説を充実し、市民にわかりやすくします。